

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141

18年4月16日

\$ 消費税学習会 \$

4月8日(日)ANAクラウンプラザホテル新潟に於いて、消費税学習会が開催されました。講師に湖東京至さん(税理士・元静岡大学教授)をお招きし、『消費税、複数税率とインボイス方式』について講演していただきました。

安倍首相2019年10月から10%引き上げ、複数税率を公約

軽減税率の対象となるのは、飲食料品(酒類は除く)のほか定期購読新聞(週2回以上発行のものに限る)だが、まったく上がらない保証なし。(事前に上げる)消費税では価格決定権は企業にあり、軽減税率が適用されるものでも値段を据え置く義務はない。大手食料品・飲料メーカーは販売価格を引き上げるに違いない。そのうえ生活必需品は間違いなく値上げされる。消費者・庶民の負担増は明白。中小事業者の消費税の滞納は増大するだろう。

何が軽減税率の対象になるかで混乱

軽減税率の対象

アルコール度が1%未満のノンアルコールビール
オロナミンCやポカリスエット、サプリメントや健康食品(医薬品・医薬部外品に該当するものは標準税率)
持ち帰り(寿司屋や蕎麦屋の出前)
自販機のジュース
ミネラルウォーター(水道の水は標準税率)
食用の氷(保冷用は標準税率)
サービスの保冷剤(代金を取れば標準税率)
牛肉や豚肉(肉用牛や食用豚は標準税率)
他にも区分不明のものが山ほどある。

複数税率になるとインボイス「適格請求書」が必要

すべての取引を10%対象物品と8%適用対象とに分けて記載することになる。免税事業者の発行した請求書は仕入税額控除の対象にならないので、取引の輪から外されてしまう。課税事業者にならざるを得ない。

日程

- ・4月22日(日) 県婦協総会
- ・4月22日(日) スキルアップセミナー
- ・4月29日(日) フラワーアレンジメント講座

適格請求書がもたらす混乱

偽の適格請求書を発行すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。適格請求書は一種の金券になる。適格請求書方式の導入は2023年10月以後となっている。免税事業者からの仕入れについてはその後3年間は80%、さらにその後3年間は50%仕入税額控除ができるという経過処置を設けている。

※適格請求書には事業者登録番号を書かなければならない。課税事業者であっても新たに申請し、審査を受けて(滞納など)登録番号をもらう。取引先が課税業者の場合、登録番号を要求されるだろう。



労働保険事務組合からのお知らせ

委託事業主の皆さん、労働保険(労災・雇用)の年度更新の日程が決まりました。お忙しいと思いますが、更新手続きにお越しく下さい。

4月26日(木) 午前 10:00 ~ 11:30
午後 13:00 ~ 15:00

5月8日(火) 午後 13:00 ~ 15:00

税務署交渉

税務調査への請願

4月9日新潟税務署に対して税務調査に入られていた会員（以降mさん）、野上昇会長、新潟民商事務局員2人の4人で交渉に行きました。

交渉では税務署側は課長と補佐の2人が応対しました。内容は、最初に請願書を提出しその上で何故今回交渉に至ったのかを説明しました。

またmさんは税務調査を2月に2回受けましたがその際、担当署員（以降n署員）とのやり取りをノート用紙に書いた物も提出し、思いの丈を話しました。

n署員とのやり取りを一部抜粋し、mさんは課長に質問をしました。

例として挙げると、土地の売買についてmさんは「土地の値段を決める際に不動産屋に適正価格が聞いて決めた」と言っても「不動産鑑定士に頼んだのか、向かいの土地の売出し価格を参考にしたのならその時のチラシはあるか、売出しの時の看板の写真是撮っているのか」など何度も言っていたと課長に伝えると、「一般的

な回答ですが」と明確な返答を避けました。

またmさんと娘が税務署に申告に行った際、税務署員に「相続時精算課税」という制度を用いて難を逃れたとn署員に言うところ「税務署という所はいかにして税金を取るかという所なんです。ですからこの様なやり方は間違いではない」と発言しました。

今回税務交渉に臨んだのはn署員の税務運営方針にある「納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するように努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないように、細心の注意を払わなければならない」に反し、一方的な調査だと感じたためです。

課長に、n署員は「民商の立ち合いは認めない」と特定の団体を名指しで排除するようなことを言っていたと伝えると、そのようなことを言ったことは無いと返答しました。納税者の権利を守るために、調査が来たら民商への連絡をよろしくお願いします。

どなたでも参加OK
ご家族どうぞ！

BUSINESS SKILL UP SEMINAR

事業計画書をつくろう

STEP1

事業計画書をつくらう！

STEP2

補助金を獲得しよう！

STEP3

事業を継承しよう！

ビジネス交流やグループに分かれてのワークショップを行います！

とき

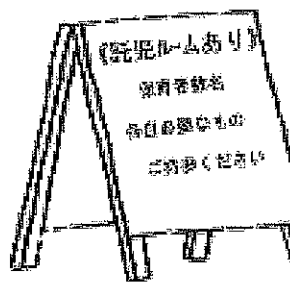
2018/4/22 PM13:00~

ところ

新潟ユニゾンプラザ 中研修室

参加費

1,000円(既払は無料・要予約)



主催・問合せ先

新潟県商工団体連合会

TEL 025-274-9661

FAX 025-274-6444



県連と県青協で企画したビジネススキルアップセミナーの第3弾です！事業計画書は、自社の経営を見直すことや融資を受ける際に必要になりますので、経営を伸ばしたいと思う方は是非、ご参加ください。参加希望は新潟民商まで。

